京都市人事委員会告示第1号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

令和元年10月7日

京都市人事委員会 委員長 松枝 尚哉

第2 2の表を次のように改める。

| 採用する職 | 選 考 の 方 法 |
|---------|--------------------------|
| 免許・資格職 | 書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問を行 |
| | う。 |
| 専 門 職 | 書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問及び |
| | 経歴評定を行う。 |
| 技能・労務職 | 書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問、実 |
| | 地試験等を行う。 |
| 会 計 年 度 | 書類審査による。ただし、必要に応じて筆記試験、口 |
| 任 用 の 職 | 頭試問,経歴評定,実地試験等を行う。 |
| 特別選考職 | 書類審査による。ただし、必要に応じて筆記試験、口 |
| | 頭試問,経歴評定等を行う。 |

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)